横浜市立中村小学校　情報セキュリティポリシー

１　目的

教育活動の充実と効率的な校務処理を目指して情報化を推進するにあたり、児童、保護者、教職員等、本校関係者の個人情報をはじめとする情報資産を情報リスクから守り、信頼される教育の実現のための総合的な情報セキュリティを実施する。

２　学校の責務

○学校の責務

（１）学校における情報管理の責任を明確化するとともに、教職員の責務を規定する。

（２）情報セキュリティに関する法令等を全教職員に周知徹底し、情報資産の適切な管理を行う。

○教職員の責務

（３）教職員は、目的に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

（４）教職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

（ア）学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（文科省告示１６１号）

（イ）横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年２月横浜市条例第６号）

（ウ）横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程

（エ）横浜市教育委員会情報セキュリティ管理要綱

（オ）横浜市教育委員会情報セキュリティ管理に係わる取扱要領

（カ）横浜市立学校における個人情報の取り扱いに関するガイド

○情報資産管理者等の設置

（５）目的を達成するため、学校内に情報資産管理者、情報管理担当者を置く。

（６）情報資産管理者に学校長をあてる。

（７）情報管理担当者に副校長、主幹教諭、情報担当者をあてる。

○情報資産管理者の責務

（８）情報資産管理者は、情報管理担当者ならびに教職員を総括し、これらの者に対し、情報セキュリティに関する事項の指示及び指導・監督を行う。

○情報管理担当者の責務

（９）情報管理担当者は、情報資産管理者を補佐するとともに、教職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、学校の情報資産を利用する教職員に対して指示及び指導を行う。

３　対策基準

○使用者の特定

（１）情報資産の取り扱いについては、校内の教職員に限る。

○使用端末及び環境

（２）端末機及び電磁記憶媒体は、学校保有のものを使用する。

（３）端末機には、セキュリティワイヤー等により盗難防止策を行う。

（４）情報セキュリティを確保するため、次の環境を整備する。

（ア）必要な端末機及び電磁記憶媒体を確保し、管理する。

（イ）確実なウイルス対策を行う。
（ウ）ソフトウェアを随時更新する。
（エ）教職員のアクセス制限及び制御を行う。

○個人情報データ管理

（５）データ管理は、紙、電子媒体を問わず、次のことを行う。
（ア）データを集約し、一元管理を行う。
（イ）必ず鍵のかかる場所で保管する。
（ウ）データの保存状況について、定期点検を行う。
（エ）データのバックアップを必ず行う。

○個人情報データ使用場所の範囲

（６）データは校内で使用し、校外の持ち出しを原則禁止する。

○個人情報データの破棄

（７）データの必要性を失った時点で、速やかに完全に消去する。

○個人情報データ紛失等の対応策

（８）教職員からデータを紛失、漏えい、消失した報告を受けた場合には、管理者は速やかに次のことを行う。
（ア）各方面の学校教育事務所に報告する。
（イ）漏えい情報の回収及び謝罪等を行う。

４　実施手順書（教職員一人ひとりが守るべきこと）

（１）端末機及び電子記憶媒体は、学校保有のものを使用し、個人所有のものは使用しない。
（２）端末機の使用にあたっては、次のことを確認する。
（ア）ウイルス対策ソフトウェアが最新の状態に更新されていること。
（イ）ソフトウェアが最新の状態に更新されていること。
（ウ）学校保有のソフトウェアのみインストールされていること。
（３）データを扱う場合は、必ずインターネットから遮断されていること。
（４）端末機の画面の向きに注意し、離席時に他人から容易に見られないようパスワード付スクリーンセーバーを使用する。なお、パスワードは８桁以上とし、安易に推測されないものを設定すること。
（５）電磁記憶媒体は、暗号化機能をもったものを使用する。
（６）データの校外持ち出しは原則禁止とする。
（７）データを校外に持ち出す必要性が生じた場合には、次の点を厳守する。
（ア）「個人情報持ち出し簿」に必要事項を記入し、必ず管理者の許可を得る。
（イ）第三者に読み取られないよう、データの暗号化を必ず行う。
（ウ）持ち出し先で使用する場合は、次のことを厳守する。
・最新のウイルス対策ソフトウェアで、ウイルスチェックが行われていること。
・ファイル交換ソフトがインストールされていないこと。
・インターネットから遮断していること。
・本体ハードディスク内にデータを残さないこと。
（エ）必ず直行直帰すること。
（８）データを紛失、漏えい、消失した場合には、教職員は、管理者に直ちに報告する。
（９）ウイルス等に感染した場合は、直ちにネットワークから切り離し、管理者に報告する。